

5 河川整備計画の策定手続きについて

(1) 河川整備計画について

- ダム建設や河川改修事業を実施するときは、具体的な整備内容を定めた河川整備計画を作成し、国の認可を得る必要がある。
- 河川整備計画策定に必要な手続きは河川法で定められており、関係市町村長の意見は必ず聞くこと、また、必要な場合は、地域住民や学識経験者の意見を聞くこととされている。

(2) ダム建設に対する異論

県は、河川整備計画原案の公表以前に住民の意見を聞いておらず、河川整備計画の決定手続きにおいて、河川法16条の2の規定の趣旨に反する。

(3) 今回再確認

河川整備計画策定に必要な手続きは河川法で定められており、原案作成後に関係市町村長の意見は必ず聞くこと、また、必要があると認めるときは、地域住民や学識経験者の意見を聞くこととされている。(河川法16条の2) (参考資料5-1、5-2)

浅川の河川整備計画は、河川法に定める手続きを尊重し策定している。

具体的には、河川法に定められたとおり、住民説明会や公聴会で住民意見を聞き、その後、学識経験者の意見を聞き、さらに長野市長、小布施町長の同意を得た上で計画を策定し、最終的に国土交通大臣の認可を得ていることを確認した。

(参考資料5-3)